

委託業務仕様書

1 業務名

エリア回遊型イベント開催等事業（街なかリーディング促進事業）

2 業務目的

SAGAアリーナの開業により、多彩なイベントが通年的に開催され、交流人口の拡大が図られている中で、来訪者を街なかへ誘導し、消費行動を促進することが期待されている。

本業務は、SAGAアリーナをはじめとする集客施設・催事等により生まれる人流を、中央大通り（駅周辺（駅前中央1丁目）を除く）沿い又は4核構想エリアの店舗、商店街、公共施設等へ誘導し、街なかにおける滞在、回遊及び消費行動を促進するための企画を実施するものである。

実施に当たっては、単に特定のイベント会場へ集客することにとどまらず、来訪者が街なかを歩き、店舗を利用し、複数の地点を巡り、街なかの魅力を体験することにつながる内容とすること。また、店舗、商店街、関係団体等との連携・協力により、事業終了後も街なかへの来訪や消費につながる契機となることを目指す。

3 業務期間

契約締結日から令和9年2月28日（日）まで

4 業務対象エリア

本業務の対象エリアは、中央大通り（駅周辺（駅前中央1丁目）を除く）沿い又は4核構想エリアを基本とする。

ただし、企画の目的、対象とする来訪者層、催事会場との位置関係、回遊動線等を踏まえ、委託者と協議の上、必要に応じて対象エリアを設定することができるものとする。

5 業務内容

(1) 業務実施計画書の作成等

- ① 業務目的に基づき、委託者と協議の上、業務実施計画書を作成すること。
- ② 本業務では、次の3つの類型の企画を基本として実施するものとし、業務実施計画書の作成に当たっては、各企画の目的の違いを踏まえた年間の実施方針及び優先順位を示すこと。なお、次に掲げる3つの類型の企画は、それぞれ1回以上実施するものとする。また、委託料の上限額の範囲内において、より高い事業効果が見込まれる場合は、対象となる催事の開催時期や来訪者

層を踏まえ、同一類型内で複数回実施すること又は複数の実施時期を設定するよう努めること。

A 短期イベント連動企画

SAGAアリーナ等で開催される音楽イベント等により短期間に発生する来訪者を街なかへ誘導し、歓迎感や賑わいを可視化する企画。

B プロスポーツ連携企画

プロスポーツチームのホームゲーム等により継続的に発生する来訪者を、シーズンを通じて街なかの店舗利用やファン交流につなげる企画。

C 文化・観光催事連携企画

市内又は街なか周辺で一定期間開催される展覧会、文化催事、観光催事等の来訪者を、街なかの店舗や中央大通り等へ誘導する企画。

③ 業務実施計画書には、各企画について、少なくとも次の事項を記載すること。

ア 企画の目的及び概要

イ 対象とする催事、来訪者層又はターゲット

ウ 実施時期及び実施場所

エ 街なかへの誘導動線及び回遊を促す仕組み

オ 連携を想定する店舗、商店街、関係団体等

カ 広報及びSNS等による情報発信の方法

キ 想定する参加者数、店舗利用数、SNS投稿数、消費効果等の目標値

ク 実施に当たっての課題及び対応策

ケ 概算経費

④ 各企画の目標値は、企画内容に応じて、参加店舗数、参加者数、延べ利用者数、SNS投稿数、広告リーチ数、アンケート回答数、店舗利用・消費に関する把握可能な数値等を設定すること。

⑤ 業務実施体制について、人員配置、役割分担、再委託又は協力事業者の有無及び役割を明らかにすること。

⑥ 業務実施に当たり、年間スケジュール、各企画の準備期間、広報期間、実施期間、報告時期等を明らかにすること。

⑦ 業務実施計画書には、実施する各企画について、来訪者、参加者、参加店舗等に対するアンケート調査その他の効果測定の方法を記載すること。なお、アンケートの内容、方法、実施時期等は、委託者と協議の上、決定すること。

⑧ 受託者は、各企画の実施後、効果測定結果を踏まえ、各企画の成果、課題及び次年度以降の改善提案を整理すること。

(2) 短期イベント連動企画の実施

SAGAアリーナ等で開催される音楽イベント、スポーツイベントその他の集客力の高い催事により、短期間に発生する来訪者を街なかへ誘導し、街なかにおける回遊、滞在及び消費行動の促進に資する企画を実施すること。

企画に当たっては、対象とする催事の来訪者層、開催時期、来訪時間帯、移動経路等を踏まえ、街なかへの誘導効果が見込まれる内容とすること。

また、単に特定会場で集客するだけでなく、店舗、商店街、公共施設等への回遊につながる仕掛けを講じること。

なお、企画内容としては、来訪者を歓迎する街なか装飾、フォトスポットの設置、テーマ性のある飲食・物販企画、街歩きイベント、店舗連携企画、その他街なかの賑わい創出に資する取組を想定するが、これに限らず、提案者の創意工夫による提案を妨げない。

複数の催事が近接して開催される場合は、個別催事ごとに短期間で装飾等を差し替えるのではなく、一定期間継続して効果を発揮する企画とするなど、費用対効果に配慮すること。

(3) プロスポーツ連携企画の実施

SAGAアリーナをホームとするプロスポーツチームのホームゲーム等により継続的に発生する来訪者を、試合観戦の前後に街なかへ誘導し、飲食、買い物、滞在及び交流の促進に資するプロスポーツ連携企画を実施すること。

企画に当たっては、プロスポーツチームのファン、アウェーチームのファン、家族連れ、県外からの来訪者等の属性を踏まえ、試合日だけでなく一定の期間を通じて街なか利用の習慣化につながるような内容とすること。

また、店舗、商店街、関係団体等との連携により、観戦者が街なかで立ち寄りやすく、利用しやすい仕組みを構築すること。

なお、企画内容としては、参加店舗における特典提供、デジタル又は紙媒体を活用した回遊企画、ファン同士の交流拠点づくり、試合日前後の飲食店利用促進、アウェーチームのファン向けの街なか案内、その他プロスポーツを契機とした街なか回遊に資する取組を想定するが、これに限らず、提案者の創意工夫による提案を妨げない。

(4) 文化・観光催事連携企画の実施

市内又は街なか周辺で一定期間開催される展覧会、文化催事、観光催事等の集客力の高い催事により発生する来訪者を、街なかの店舗等の利用へ誘導し、街なかにおける回遊、滞在及び消費行動の促進に資する企画を実施すること。

企画に当たっては、対象となる催事の開催期間、来訪者層、会場位置、街なかと

の距離、来訪者の移動手段等を踏まえ、催事会場周辺で完結しがちな来訪行動を街なかへ広げる仕掛けを講じること。

また、店舗、商店街等と連携し、対象催事の雰囲気や来訪者の関心と親和性のある飲食、物販、街歩き、SNS投稿、スタンプラリー等の企画を提案すること。

なお、企画内容としては、テーマ性のある飲食店連携企画、期間限定メニューの提供、複数店舗を巡る回遊企画、SNS投稿を活用した参加促進、サガ・ライトファンタジーの電飾や景観と連動した街歩き企画、その他文化・観光催事等の来訪者の街なか誘導に資する取組を想定するが、これに限らず、提案者の創意工夫による提案を妨げない。

(5) 収支及び経費管理

- ① イベント等の開催により収入が生じる場合は、本業務の収支計画における収入として計上し、経費に充当すること。
- ② 各企画に係る経費については、企画別に概算及び実績を整理し、委託者に報告すること。
- ③ 参加料、販売収入、協賛金、広告料その他の収入を見込む場合は、事前に委託者と協議すること。

(6) 業務全般に関する事項

- ① 受託者から本業務の目的達成に向けて有益となる提案がある場合は、双方協議の上、決定する。
- ② 次に掲げる項目は、本業務に含むものとする。
 - ア 資料・素材の収集
 - イ 肖像権、著作権、商標権その他必要な権利処理
 - ウ 出演者、協力者、開催場所等への交渉・許可
 - エ 使用料、出演料、交通費、謝礼等の費用負担
 - オ 広報物、掲出物、装飾物、ウェブページ等の制作及び管理
 - カ 参加店舗、商店街、関係団体等との連絡調整
 - キ 安全管理、事故防止、混雑対策、雨天時対応その他運営上必要な措置
 - ク 景品、抽選、SNSキャンペーン等を実施する場合に必要な法令確認及び運営管理
- ③ 本業務を遂行する上で必要となる資料等は、受託者において入手すること。
- ④ 本業務の遂行状況について随時報告を行うとともに、委託者が必要と認めたときは、協議の場を設けること。
- ⑤ 本業務を実施する中で必要が生じた事項については、委託者と協議の上、対応を決定すること。

6 成果品

業務実績報告書 [紙媒体] 1部（A4判）
 [電子媒体] 1式

※なお、業務実績報告書には、各企画の実施内容、実施状況、広報実績、効果測定結果、収支、成果、課題及び次年度以降の改善提案を含めるものとする。

7 その他

(1) 業務の再委託

受託者は、本業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 個人情報の保護

① 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律、佐賀市情報セキュリティポリシーその他関係法令等の規定に基づき、本業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

② 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における作業責任者等の責任体制を構築するとともに、当該体制を維持するような措置を講じなければならない。

③ 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後においても同様とする。

(3) 所有権・著作権等

① 本業務に係るすべての成果品の所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属し、委託者の承諾なしに使用し、又は公表してはならない。ただし、受託者が従前から有する著作物、第三者が権利を有する著作物又は委託者と受託者が別途協議して定めるものについては、この限りではない。

② 受託者は、委託者及び委託者が指定する者に対し、成果品に係る著作者人格権を行使しないものとする。

③ 本業務において第三者の著作物、写真、映像、音源、イラスト、ロゴ、キャラクター、投稿画像等を使用する場合は、受託者の責任において必要な許諾手続を行い、委託者が成果品を使用する上で支障が生じないようにすること。

(4) 仕様書外の事項

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。